

## 個別事業計画書

所管部署：市民部 国保医療課

(単位:千円)

事業名	老人医療費支給事業		細事業名		新継区分	継 続	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る		根拠法令等	南丹市老人医療費の支給に関する条例			
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する						
	(1)市民の健康づくりへの支援						
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	条例に基づき適正な制度運営により、医療が容易に受けられない高齢者の福祉増進への対応が求められる。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	南丹市老人医療の支給に関する条例に基づき、65歳から70歳未満者の内、所得税非課税世帯等低所得世帯に属する者を受給対象とし、医療費の一部を助成する。	高齢者の医療費負担増を抑制する。	52,591
具体的な実施内容	所得税非課税世帯等低所得世帯に属する65歳～70歳未満者の医療費の一部を助成する。			平成21年度	南丹市老人医療の支給に関する条例に基づき、65歳から70歳未満者の内、所得税非課税世帯等低所得世帯に属する者を受給対象とし、医療費の一部を助成する。	高齢者の医療費負担増を抑制する。	52,591
事業の目的	医療が容易に受けられない高齢者に対し、医療費の一部を支給することにより、老人の福祉増進を図ることを目的とする。			平成22年度	南丹市老人医療の支給に関する条例に基づき、65歳から70歳未満者の内、所得税非課税世帯等低所得世帯に属する者を受給対象とし、医療費の一部を助成する。	高齢者の医療費負担増を抑制する。	52,591
事業の効果	高齢者の医療費負担増を抑制することが出来る。						52,591